

国保第522号

平成20年10月31日

各保険者 殿

徳島県保健福祉部医療健康政策局長

被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について（通知）

国民健康保険における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用については、従来から、その適切な取扱いについてお願いしているところでございますが、この度、厚生労働省から資格証明書の交付に際しての留意点について、次のとおりまとめたとの通知（別添参照）がありましたので、その内容について御了知いただくとともに、同留意点に基づき、今後もなお一層、資格証明書の交付に際しての適切な取扱いについて配慮いただけますようお願いいたします。

1. 資格証明書の交付に係る一般事項

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

2. 子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点

子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付についても、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが必要であるが、特に子どものいる世帯については、資格証明書の交付に際してよりきめ細かな対

応が求められることから、以下の事項に留意して取り扱うこと。

(1) 予防的対応

①事前通知及び特別事情の把握の徹底

滞納者が資格証明書について理解することなく、資格証明書が交付されることがないよう、可能な限り滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図る。

その際には、納付相談の奨励に加え、生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者の相談機会の確保に努める。

②短期被保険者証の活用

資格証明書の交付までには、可能な限り、短期被保険者証の活用により、滞納者との接触の機会の確保に努める。

(2) 福祉的対応：養育環境に問題のある世帯に対する対応

実情把握の際、養育環境に問題のある世帯を把握した場合などには、児童相談所や市町村の福祉部局とも密接な連携を図る。

(3) 緊急的対応：緊急的対応としての短期被保険者証の発行

世帯主から市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、緊急的措置として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかに短期被保険者証を交付するものとする。